

平成31年度

監査計画

四日市市監査委員

目 次

I	基本方針	1
II	実施計画	
	1. 定期監査	1
	2. 行政監査	2
	3. 出資団体監査	3
	4. 財政援助団体監査	4
	5. 公の施設の指定管理者監査	4
	6. 工事監査	5
	7. 例月現金出納検査	5
	8. 決算審査	6
	9. 基金運用状況審査	6
	10. 財政健全化審査・経営健全化審査	7
	11. 住民監査請求監査	7
III	実施要領	8
	(資料)	
	1. 平成31年度月別監査実施計画	9
	2. 定期監査年度別実施計画	10
	3. 地区市民センター、保育園・幼稚園・こども園、 小学校・中学校年度別監査実施計画	11
	4. 行政監査等年度別実施計画	12

平成31年度監査計画

四日市市監査事務処理規程（平成12年監査委員告示第1号）第4条に規定する平成31年度監査計画は、次のとおりとする。

I. 基本方針

地方自治法（以下「法」という。）に定める「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。また、常にその組織及び運営の合理化に努めその規模の適正化を図る。」の規定の趣旨にのっとり、以下の実施計画で監査等を実施する。

監査等にあたっては、事務事業の合規性や正確性の視点はもとより、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）の頭文字をとった3Eの視点に加えて、事務事業におけるリスクの存在と、それに対して内部統制が適切に整備・運用されているかの視点から実施していく。

さらに、監査等の実効性を高めるため、指摘事項等に対する速やかな是正・改善を求める。

II. 実施計画

監査等を効率的かつ効果的に実施するため、適切な実施計画を作成し、これに基づいて適時に実施する。

1. 定期監査（法第199条第1項、第4項）

(1) 執行方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、最少の経費で最大の効果を挙げているかに着目し、予算の執行及び財産の管理などが適法、適正かつ効率的に行われているかについて行政機構別に監査を実施する。

(2) 着眼点

ア 人事管理

機構組織・職員数の適正性、勤務状況の適正性、人材育成研修、職員の健康管理

イ 事業管理

主要事務事業の目的、住民福祉の増進、経済性、効果の適切性、主要事業の自己評価

ウ 財務管理

予算執行、収入・支出事務、起債事務、契約事務や現金等の管理の適正性

エ 財産管理

公有財産・重要物品・借用物件の管理の適正性

オ 内部牽制体制の整備・機能の有効性

着眼点の細目については、全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第1.財務事務監査及び第2.経営に係る事業管理監査の着眼点を参考に実施する。

(3) 監査対象年度

監査対象年度は、平成30年度とする。

(4) 監査対象箇所

8 2 箇所（本庁 3 6 箇所、消防本部 7 箇所、上下水道局 8 箇所、地区市民センター 6 箇所、保育園 6 箇所、幼稚園 5 箇所、小学校 9 箇所、中学校 5 箇所）

(5) 実施時期等

資料 1 「平成 3 1 年度月別監査実施計画」、資料 2 「定期監査年度別実施計画」、
資料 3 「地区市民センター、保育園・幼稚園・こども園、小学校・中学校年度別監査実施計画」、
資料 4 「行政監査等年度別実施計画」のとおり。

2. 行政監査（法第 1 9 9 条第 2 項）

(1) 執行方針

本市の権限に属する事務の執行に関し、事務組織その他の執行体制、事務処理の手続き方法、事務の執行状況、施設の管理運営及びその他の行政運営全般について、公正で効率的かつ効果的に行われているかについて監査を実施する。

① テーマを定めた行政監査

行政監査のテーマについては、別途監査委員会議で決定のうえ実施する。各種の行政事務が法令等に従って処理されているか、効率的かつ効果的に行われているかの検証を主眼として行い、他の着眼点の細目については、全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項の監査等の着眼点」の第 4. 行政監査の着眼点を参考に実施する。

（参考）過去 10 年間の実施項目：

平成 21 年度 財産の管理と活用状況（遊休資産〈土地〉の管理と活用状況）
平成 22 年度 未収入金の債権管理状況、財産（市庁舎、各施設の美術工芸品）管理状況
平成 23 年度 指定管理者制度の運用
平成 24 年度 契約事務における積算額及び履行確認等の業務品質管理について
平成 25 年度 行政財産の目的外使用許可について
平成 26 年度 災害備蓄品の管理について、消耗品の購入・在庫管理について
平成 27 年度 各種貸付金にかかる債権管理について
平成 28 年度 許認可等の事務について
平成 29 年度 公の施設に係る使用料の減免について
平成 30 年度 業務継続計画（BCP）について

・実施時期

資料 1 「平成 3 1 年度月別監査実施計画」のとおり。

② 定期監査に並行して行う行政監査

ア 時間外勤務の状況、イ 業務執行上懸案となっている事項、ウ 内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、エ 1 者単独随意契約（委託料）の状況、オ 前回の定期監査・行政監査の指摘事項及び意見についての対応 の 5 項目についての検証を主眼として行い、その他の着眼点の細目については、全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第 4. 行政監査の着眼点を参考に実施する。

（参考）過去 10 年間の実施項目：

平成21年度 時間外勤務の状況、効率性改善への具体的な取組み状況、事務執行上懸案となっている事項、各種委員会・研究会・検討会・協議会等の設置状況、負担金の執行状況、前回の指摘事項及び所見についての対応

平成22年度 時間外勤務の状況、効率性改善への具体的な取組み状況、事務執行上懸案となっている事項、各種委員会・研究会・検討会・協議会等の設置及び運営状況、負担金等の執行状況、前回の指摘事項及び所見についての対応

平成23年度 時間外勤務の状況、効率性改善への具体的な取組み状況、事務執行上懸案となっている事項、各種委員会・研究会・検討会・協議会等の設置及び運営状況、負担金等の執行状況、前回の指摘事項及び所見についての対応

平成24年度 時間外勤務の状況、効率性改善への具体的な取組み状況、事務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、人材育成の取組み状況、前回の指摘事項及び所見についての対応

平成25年度 時間外勤務の状況、効率性改善への具体的な取組み状況、事務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、人材育成の取組み状況、1者単独随意契約（委託料）の状況、前回の指摘事項及び意見についての対応

平成26年度 時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、1者単独随意契約（委託料）の状況、前回の定期監査・行政監査の指摘事項及び意見についての対応

平成27年度 時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、1者単独随意契約（委託料）の状況、前回の定期監査・行政監査の指摘事項及び意見についての対応

平成28年度 時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、1者単独随意契約（委託料）の状況、前回の定期監査・行政監査の指摘事項及び意見についての対応

平成29年度 時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、1者単独随意契約（委託料）の状況、前回の定期監査・行政監査の指摘事項及び意見についての対応

平成30年度 時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、許認可等の事務、前回の定期監査・行政監査の指摘事項及び意見についての対応

3. 出資団体監査（法第199条第7項）

（1）執行方針

本市の定期監査に準じて、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体の出納関係事務が適正かつ効率的に執行されているか、出資目的に沿った事業運営が行われているか、また、所管課の出資団体に対する指導監督が適切に行われているかについて監査を実施する。

（2）着眼点

（所管課）出資目的及び出資金額の妥当性、出資金（株券等）保管の適正性、配当金の収入等
（団体）定款の整備、決算諸表の作成、収益率、財務比率の適正性、会計経理、財産管理

の適切性等

その他の着眼点の細目については、全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第5. 財政援助団体等監査の着眼点（2. 出資団体監査）を参考に実施する。

（3）監査対象年度

監査対象年度は、平成30年度とする。

（4）監査対象

監査対象は、四日市あすなろう鉄道(株)、(公財)三重北勢地域地場産業振興センターを予定。

(参考) 過去4年間の実施状況

平成27年度 四日市市土地開発公社、(公財)三重北勢地域地場産業振興センター

平成28年度 四日市あすなろう鉄道(株)

平成29年度 (株)四日市市生活環境公社、(公財)四日市市文化まちづくり財団

平成30年度 (株)ディア四日市、(株)三重県四日市畜産公社

（5）実施時期

資料1「平成31年度月別監査実施計画」のとおり。

4. 財政援助団体監査（法第199条第7項）

（1）執行方針

本市の定期監査に準じて、財政援助団体へ支出された公金が、公正かつ効果的に生かされ援助目的や趣旨に適合し効率的に執行されているか、また、所管課の援助団体に対する指導監督が適切に行われているかについて監査を実施する。

（2）着眼点

(所管課)

補助金額の算定根拠の適正性、履行確認・実績報告の適正性等

(団体)

事業計画・予算・決算・精算の適正性、補助金に係る帳票・証拠書類・会計書類等の作成保管の適正性等

その他の着眼点の細目については、全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第5. 財政援助団体等監査の着眼点（1. 財政援助団体監査）を参考に実施する。

（3）監査対象年度

監査対象年度は、平成30年度とする。

（4）監査対象

財政援助団体などを調査の結果、監査対象団体を別途監査委員会議で決定する。

（5）実施時期

資料1「平成31年度月別監査実施計画」のとおり。

5. 公の施設の指定管理者監査（法第199条第7項）

（1）執行方針

公の施設の指定管理者監査にあたっては、指定管理者制度を導入している公の施設について、指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか、施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているかについて監査

を実施する。

(2) 着眼点

着眼点の細目については、全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第5. 財政援助団体等監査の着眼点（4. 公の施設の指定管理者監査）を参考に実施する。

(3) 監査対象年度

監査対象年度は、平成30年度とする。

(4) 監査対象

監査対象は、別途監査委員会議で決定する。

(5) 実施時期

資料1「平成31年度月別監査実施計画」のとおり。

6. 工事監査（法第199条第5項）

(1) 執行方針

特に必要と認めるものについて随時監査として行う工事監査の実施にあたっては、工事事務（公契約条例含む。）及び施工が適正に行われているかについて監査を実施する。

(2) 着眼点

着眼点の細目については、全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第3. 工事監査等の着眼点を参考に実施する。

(3) 監査対象年度

監査対象年度は、工事着手年度から平成31年度とする。

(4) 監査対象

監査対象は、別途監査委員会議で決定する。

(5) 実施時期

資料1「平成31年度月別監査実施計画」のとおり。

7. 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

(1) 検査内容

会計管理者又は公営企業管理者が行う現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査するもので、四日市市監査事務処理規程第2条第11号に基づき毎月検査を実施する。

(2) 着眼点

計数（歳入、歳出等）の適正性、現金・預金の保管の適正性、滞納金の状況、総勘定元帳、収入・支出の伝票・証拠書類の適正性等

その他の細目については、全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第7. 例月現金出納検査の着眼点を参考に実施する。

(3) 検査対象年度

検査対象年度は、平成30年度、平成31年度とする。

(4) 検査対象

一般会計・特別会計・財産区、

公営企業会計（水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計）

（会計管理室、上下水道局、市立四日市病院）

(5) 実施時期

資料1「平成31年度月別監査実施計画」のとおり。

8. 決算審査（法第233条第2項）

(1) 執行方針

決算その他関係諸表等の計数確認と予算の執行並びに事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを審査するもので、市長から決算及び附属書類の審査を求められたときに実施する。

(2) 着眼点

(一般会計・特別会計・財産区)

歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の法令に定める基準での作成の適正性、債務負担行為の適正性、実質収支比率、実質公債費比率など財政指標の年度間比較による適正性、予算不用額の妥当性、財産管理の適正性等

その他の着眼点の細目については、全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第8. 決算審査の着眼点（1. 一般会計及び特別会計）を参考に実施する。

(公営企業会計)

決算書の適正性、損益計算書・貸借対照表等の財務諸表の年度比較の適正性、経営分析・財務分析による適正性、減価償却費・退職給付引当金等の妥当性、資産・負債・資本計上の適正性、剰余金処分の適法等

その他の着眼点の細目については、全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第8. 決算審査の着眼点（2. 公営企業会計）を参考に実施する。

(3) 審査対象年度

審査対象年度は、平成30年度とする。

(4) 審査対象

一般会計・特別会計・財産区、

公営企業会計（水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計）、

(5) 実施時期

資料1「平成31年度月別監査実施計画」のとおり。

9. 基金運用状況審査（法第241条第5項）

(1) 執行方針

基金の運用状況を示す書類の計数確認と基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査するもので、市長から基金の運用状況の審査を求められたときに審査を実施する。

(2) 着眼点

基金台帳の管理、収支状況、保管、運用の適正性等

その他の着眼点の細目については、全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第9. 基金の運用状況審査の着眼点を参考に実施する。

(3) 審査対象年度

審査対象年度は、平成30年度とする。

(4) 審査対象

「四日市市土地開発基金」

(5) 実施時期

資料1「平成31年度月別監査実施計画」のとおり。

10. 財政健全化審査・経営健全化審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項・第22条第1項)

(1) 執行方針、着眼点

市長から提出された財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定は適正に行われているか、また、その算定の基礎となる事項を記した書類が適正に作成されているかについて審査を実施する。

その他の着眼点の細目については、全国都市監査委員会発行の「都市監査基準準則別項監査等の着眼点」の第10. 健全化判断比率等審査の着眼点(別冊)を参考に実施する。

(2) 審査項目、対象会計

- ① 実質赤字比率：普通会計
- ② 連結実質赤字比率：普通会計及び公営事業会計
- ③ 実質公債費比率：普通会計、公営事業会計及び一部事務組合・広域連合
- ④ 将来負担比率：普通会計、公営事業会計、一部事務組合・広域連合及び公社・第3セクター
- ⑤ 資金不足比率：公営企業会計(水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計・食肉センター食肉市場特別会計・農業集落排水事業特別会計)

(3) 審査対象年度

審査対象年度は、平成30年度とする。

(4) 実施時期

資料1「平成31年度月別監査実施計画」のとおり。

11. 住民監査請求監査(法第242条)

地方公共団体の住民が、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認め、又は違法若しくは不当に公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実があると認めて地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置の監査を求めた場合、法に基づく監査を実施する。

Ⅲ. 実施要領

1. 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、各種監査・検査・審査の実施にあたっては相互に有機的な関連を持たせ、総合して成果が挙がるように努める。
2. 監査等は、平成31年度監査実施計画に基づいて実施し、監査日程を変更する必要がある場合には、その都度監査委員が協議して決定する。
3. 定期監査については、各部局ともに各所属単位で行うとともに、監査実施周期は2年とする。なお、地区市民センター、保育園・幼稚園・こども園、小学校・中学校の監査実施周期は4年とし、監査委員による実地監査は毎年度各4箇所を抽出して行う。
4. 定期監査及び行政監査を実施するにあたっては、監査対象部局に対し、事前に定期監査・行政監査資料及び関係書類・帳簿・証書類等の提出を求め、事務局において担当職員の出席を求め事前調査を行う。また、調査結果については、具体的な根拠を明示して、監査委員へ報告する。
5. 定期監査及び行政監査においては、各部局の最終日にその部局における総括的な質疑を行うため、各部局の責任者である部局長の出席を求める。
6. 地区市民センター、保育園・幼稚園・こども園、小学校・中学校の定期監査にあたっては、所管課との認識の共有を図るため所管課職員の同席を求める。
7. 監査等の結果において是正、改善等を要する事項については、監査対象部局の長から文書により措置対応状況報告の提出を求めるものとする。なお、提出時期は、指摘事項については、監査結果通知から3か月後及び6か月後に、意見については、監査結果通知から6か月後及び12か月後とする。
8. 例月現金出納検査において、監査委員による実地検査は、4、5、6、8、10、1月に実施し、これ以外の月は書面検査とする。なお、毎月、事務局において事前調査を実施し、監査委員へ報告する。

平成31年度月別監査実施計画

月	監査対象	月	監査対象
4月	○ 監査委員会議（1回） （市長・副市長との意見交換会） ○ 例月現金出納検査④	10月	○ 地区市民センター④ ○ 保育園・幼稚園・こども園⑧ ○ 監査委員会議（2回） ○ 例月現金出納検査④
5月	○ 商工農水部④ ○ 監査委員会議（1回） ○ 例月現金出納検査④	11月	○ 小学校④ ○ 中学校④ ○ 市民文化部⑥ ○ こども未来部⑥ 《例月現金出納検査④》
6月	○ 危機管理監① ○ 政策推進部③ ○ 例月現金出納検査④	12月	《例月現金出納検査④》
7月	○ 上下水道局⑧ ○ 国体推進部③ ○ シティプロモーション部② ○ 上下水道局 決算審査 市立四日市病院 決算審査 一般・特別会計等 決算審査 土地開発基金運用状況審査 財政・経営健全化審査 ○ 監査委員会議（1回） 《例月現金出納検査④》	1月	○ 出資団体監査② ○ 財政援助団体監査② ○ 指定管理者監査② ○ 工事監査② ○ 監査委員会議（2回） ○ 例月現金出納検査④
8月	○ 総務部⑩ ○ 消防本部⑦ ○ 会計管理室① ○ 議会事務局① ○ 監査委員会議（2回） ○ 例月現金出納検査④	2月	○ 行政監査① ○ 監査委員会議（2回） 《例月現金出納検査④》
9月	《例月現金出納検査④》	3月	○ 監査委員会議（2回） 《例月現金出納検査④》

○付き数字は所属もしくは会計の数・《例月現金出納検査④》は書面審査

定期監査	26日	
例月現金出納検査	6日	
決算審査	3日	（水道事業、下水道事業は同日）
土地開発基金運用状況審査	1日	（一般・特別会計決算審査と同日）
財政・経営健全化審査	1日	
出資団体監査	1日	
財政援助団体監査	1日	
公の施設の指定管理者監査	1日	
工事監査	2日	
行政監査	1日	
監査委員会議	13日	（朝明広域衛生組合 例月現金出納検査等 7日）
合計	56日	（四日市港管理組合 例月現金出納検査等 13日）

定期監査 年度別実施計画

監査年度			
平成30年度		平成31年度	
財政経営部	6	危機管理監	1
健康福祉部	9	政策推進部	3
環境部	3	総務部	10
都市整備部	10	市民文化部	6
教育委員会事務局	9	こども未来部	5
市立四日市病院	3	シティプロモーション部	2
		商工農水部	4
		スポーツ・国体推進部	3
		会計管理室	1
		議会事務局	1
		消防本部	7
		上下水道局	8
小計	40	小計	51

		監査年度			
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
地区市民センター	(24)	6	6	6	6
保育園	(23)	6	6	5	6
幼稚園	(20)	5	5	5	5
こども園	(3)	1	-	1	1
小学校	(37)	9	9	10	9
中学校	(22)	6	5	5	6
小計	(129)	33	31	32	33

地区市民センター、保育園・幼稚園・こども園、小学校・中学校 年度別監査実施計画

	地区市民 センター (24)	保育園 (23)	幼稚園 (20)	こども園 (3)	小学校 (37)		中学校 (22)	施設数 (129)
平成 30年度	①富田 ②日永 ③内部 ④三重 ⑤下野 ⑥保々 6	①富洲原 ②ときわ ③日永中央 ④笹川 ⑤神前 ⑥くす南 6	①海蔵 ②保々 ③大矢知 ④桜 ⑤三重西 5	①橋北 1	①内部 ②小山田 ③川島 ④桜 ⑤三重西 9	⑥大谷台 ⑦八郷 ⑧保々 ⑨桜台 9	①朝明 ②西陵 ③保々 ④三重平 ⑤桜 ⑥楠 6	33
平成 31年度	①常磐 ②小山田 ③川島 ④八郷 ⑤橋北 ⑥中部 6	①内部 ②桜台 ③八郷西 ④保々 ⑤海蔵 ⑥中央 6	①四日市 ②富田 ③川島 ④神前 ⑤楠北 5		①浜田 ②橋北 ③塩浜 ④富洲原 ⑤羽津 9	⑥常磐 ⑦常磐西 ⑧河原田 ⑨中央 9	①中部 ②橋北 ③塩浜 ④富洲原 ⑤笹川 5	31
平成 32年度	①塩浜 ②神前 ③大矢知 ④水沢 ⑤海蔵 ⑥楠 6	①羽津 ②四郷 ③あがた ④下野中央 ⑤くす北 5	①泊山 ②下野 ③羽津 ④常磐中央 ⑤笹川中央 5	①塩浜 1	①海蔵 ②日永 ③泊山 ④四郷 ⑤笹川 10	⑥神前 ⑦大矢知 興讓 ⑧下野 ⑨羽津北 ⑩楠 10	①山手 ②西笹川 ③常磐 ④南 ⑤大池 5	32
平成 33年度	①富洲原 ②羽津 ③四郷 ④桜 ⑤県 ⑥河原田 6	①富田 ②笹川西 ③磯津 ④坂部 ⑤下野 ⑥大矢知 6	①内部 ②三重 ③富洲原 ④高花平 ⑤八郷中央 5	①保々 1	①中部西 ②富田 ③高花平 ④県 ⑤三重 9	⑥水沢 ⑦三重北 ⑧八郷西 ⑨内部東 9	①港 ②富田 ③三滝 ④羽津 ⑤西朝明 ⑥内部 6	33

行政監査等 年度別実施計画

1. 行政監査

年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
実 施 テ-マ	1	1	1	1

2. 出資団体監査

年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
実 施 団 体 数	(株)ディア四日市	四日市あすなろう鉄道 (株)	(株)四日市市生活 環境公社	(株)ディア四日市
	(株)三重県四日市 畜産公社	(公財)三重北勢地域 地場産業振興センター	(公財)四日市市文化 まちづくり財団	(株)三重県四日市 畜産公社
合 計	2	2	2	2

(注) 1 団体の資本金、基本金その他これに準じるものの4分の1以上を出資している団体

2 (株)は 株式会社、(公財)は 公益財団法人の略。

3. 財政援助団体監査

年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
実 施 団 体 数	2	2	2	2

4. 公の施設の指定管理者監査

年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
実 施 団 体 数	2	2	2	2

平成30年4月1日現在 26施設(見込)

5. 工事監査

年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
実 施 件 数	2	2	2	2